

検討結果

1. 申立書の形式要件

全ての必要項目につき英語で記載されている。

2. 手続開始要件

(1) 申立人の要件

申立書はプロジェクトの実施される国の2名以上の居住者により提出されている。

(2) 対象プロジェクト

申立書から対象プロジェクトを特定した結果、申立書により特定されたプロジェクトはJICAが融資予定の案件である。しかしながら車輛基地はJICAの融資対象には含まれていない。

(3) 期間

案件に関するカテゴリ分類結果以降、案件が終了するまでの期間に異議申し立てが提出されている。

(4) 申立人に対して生じた具体的被害または将来重大な被害が発生することの相当程度の蓋然性

申立人は、車輛基地の建設のため樹木の伐採と移植により、地域の生物多様性と生態系に悪影響を及ぼすと主張している。

(5) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実

申立人はJICAガイドラインの2.1・2.3・2.4・2.5・2.6の条項に違反していると主張している。

(6) ガイドライン不遵守と具体的被害の因果関係

申立人は、事業プロセスへの一般住民の参加が不足しており、これがガイドラインの違反に該当すると主張している。

[テキストを入力]

(7) プロジェクト実施主体との協議の事実

申立人は、プロジェクト主体者と対話しようとしたものの誠実な対応がなされていないと主張しています。これまでにいくつかの説明会や協議は開催されており、森林局の開発許可の決定が出るまでの間、引き続き協議は行われている。

(8) JICA との協議の事実

申立人はJICAインド事務所に対し2014年12月から接触しているが、直接対話は行われていない。

(9) 濫用の防止

申立書における濫用の懸念はないと考えられる。

[END]